

認定医基本規程

平成31年2月24日一部改正

[第1章 総 則]

(名称)

第1条 本規程で定める認定医の名称は、一般社団法人日本東洋医学会認定医（以下「認定医」という）と称し、英文での表示は Board Certified Member of the Japan Society for Oriental Medicine と表記する。

(医師像)

第2条 一般社団法人日本東洋医学会（以下「本会」という）の認定医は、西洋医学と共に漢方医学を十分に修得し、両医学の研鑽を重ねて、本会専門医（漢方専門医）とともに人々の健康に寄与する。

[第2章 認定医資格の取得]

(認定医試験の受験資格)

第3条 認定医試験の受験申請をする者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 我が国の医師免許を有し、医籍登録後3年以上経過した者
- (2) 3年以上継続して本会正会員である者
- (3) 別に定める更新及び受験申請の為の配点表に従い、申請年度の前5年度又は正会員入会年度のいずれか遅い年度の始めから起算して受験に必要な単位数を取得した者

(認定医試験の受験申請手続き)

第4条 認定医試験の受験申請者は、専門医制度委員会（以下「本委員会」という）が告示で定める期間までに、告示で定める必要書類に審査料を添えて本委員会に提出しなければならない。

2. 審査料は、15,000円とする。

(認定医試験の運営)

第5条 認定医試験の運営は、専門医制度基本規程で定める専門医試験委員会が行う。

(認定医試験の合否判定)

第6条 第4条に定める手続きを完了した者について、専門医試験委員会が同条第1項各号で掲げる書類並びに筆記試験及び口頭試問の結果を基に合否を判定し、その判定の結果について理事会の承認を得た上で本会が認定する。

2. 認定医試験は、年1回実施する。

(認定医資格の登録手続き)

第7条 認定医試験合格者は、合格した年度内に登録申請書に登録料を添えて、認定医の登録を本会に申請しなければならない。

2. 登録料は、30,000円とする。

(認定医の登録及び認定証の交付)

第8条 本委員会は、前条に定める申請をした者を認定医登録原簿に登録する。

2. 本会は、前項に定める認定医登録原簿に登録された者に認定医認定証を交付する。

[第3章 認定医資格の更新]

(認定医資格の認定期間)

第9条 認定医の認定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(認定医資格の更新要件)

第10条 別に定める更新及び受験申請の為の配点表に従い、認定期間内に更新に必要な点数を取得しなければならない。

(認定医資格の更新申請手続き)

第11条 認定医資格の更新申請をする者は、本委員会が告示で定める期間までに次の各号に掲げる書類に審査料を添えて本委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定医資格更新申請書
 - (2) 漢方医学的治療が有効であった30症例の症例一覧
2. 更新審査料は、5,000円とする。

(認定医資格の更新審査)

第12条 更新の審査は、前条第1項各号で掲げる書類の評価を基に本委員会が行う。

(認定医資格の更新登録手続き)

第13条 更新審査合格者は、更新登録申請書に登録料を添えて認定医の登録を本会に申請しなければならない。

2. 更新登録料は、20,000円とする。

(認定医資格の更新登録及び認定証の交付)

第14条 本委員会は、前条に定める申請をした者を認定医登録原簿に登録する。

2. 本会は、前項に定める認定医登録原簿に登録された者に認定医認定証を交付する。

(認定医資格の更新手続きの保留)

第15条 第9条の規定にかかわらず、更新時に更新要件を満たさない場合又は更新申請手続きができない場合には、1年に限り更新手続きを保留することができる。ただし、この場合の更新後の認定医認定期間は4年とする。

2. 更新手続きの保留の申請をする者は、認定医資格更新保留申請書にその事由を記載して本委員会に提出する。

(認定医資格の認定期間の延長)

第16条 第9条の規定にかかわらず、認定期間中に次の各号のいずれかの事由に該当し、本委員会がその事由を妥当であると認めた場合には、その事由に相応する一年間を単位とした将来の合理的な期間を定め、認定期間を延長することができる。ただし、延長期間中の認定医資格は、その事由が解消するまで停止する。

- (1) 長期療養
- (2) 留学・海外勤務
- (3) 産前産後休業・育児休業
- (4) 天災その他やむを得ない事情

2. 認定医資格の認定期間の延長の申請をする者は、その事由を記載した認定医資格認定期間延長申請書及びその事由を証する書面を添えて本委員会に提出する。

3. 認定医資格の認定期間の延長が認められた認定医は、第1項に定める事由を欠くに至ったときは、延長期間内であっても、本委員会に対して速やかにその延長を解除するための届出をするものとする。

[第4章 認定医資格の喪失]

(認定医資格の喪失)

第17条 認定医は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失し、認定医認

定証を本会に返還しなければならない。

- (1) 医師の資格を失った場合
 - (2) 本会会員の資格を失った場合
 - (3) 認定医の資格を辞退した場合
 - (4) 会員の懲戒に関する規程で定める認定医資格の取消処分を受けた場合
2. 本委員会は、前項の規定により認定医の資格を喪失した者について、登録原簿に資格喪失事由を記載の上、登録を抹消する。

(認定医資格についての不服処理)

- 第 18 条 認定及び更新等の審査に関して異議がある者は、本会に再審査を請求することができる。
2. 本会は、理事会の決議により不服処理のための裁定委員会を設置することができる。
 3. 異議についての理事会判断（裁定委員会を設置した場合はその裁定）は、本会の最終判断とする。

[第 5 章 医療倫理・医療安全教育及び生涯研修]

(医療倫理・医療安全教育)

- 第 19 条 認定医は、本会又は本委員会が実施する医療倫理、医療安全等の講習を受講しなければならない。

(生涯研修)

- 第 20 条 認定医の生涯研修事業は、本会又は本委員会の主催する学術集会、学術教育事業等を通じて行う。

[第 6 章 認定医資格と専門医資格]

(資格の重複)

- 第 21 条 認定医と漢方専門医の資格は、重複して取得できない。

(資格の移行措置)

- 第 22 条 年度期首（4月1日）における漢方専門医は、更新対象年度末（翌年3月31日）までに第 11 条及び第 13 条に定める手続きにより認定医へ資格を移行することができる。
2. 前項の規定により資格を移行する者は、それまでに取得した漢方専門医更新のための点数を認定医更新のための点数とすることができる。
 3. 過去に本会の専門医資格を有した会員が新たに認定医を取得する際には、専門医制度基本規程第 24 条第 1 項第 4 号又は本規程第 17 条第 1 項第 4 号により資格を取り消されたものを除き、第 6 条に定める筆記試験及び口頭試験は免除される。

[第 7 章 雑 則]

(審査料・登録料の返還)

- 第 23 条 第 4 条及び第 11 条に定める審査料並びに第 7 条及び第 13 条に定める登録料の返還は、請求することができない。

(準拠規程)

- 第 24 条 本規程に記載されていない事項については、専門医制度基本規程に準ずる。

(規程の改廃)

- 第 25 条 本規程は、理事会の承認を得て変更することができる。

附則

(施行期日)

1. この規程は、平成31年2月24日から施行する。